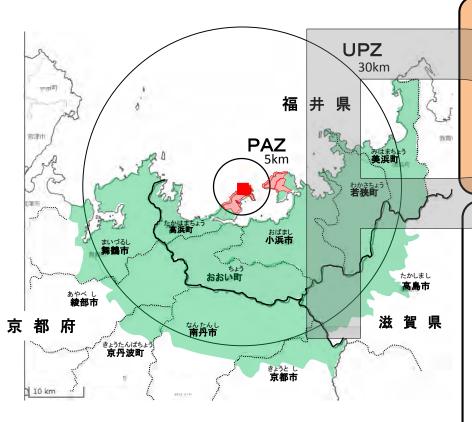
原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指 針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発 電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。



く概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ち に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数: 1,003人

<概和5~30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避 等を準備する区域

6市5町(福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、 *** はまちょう *** (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、 美浜町)、

> (京都府京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、 章起 たんぱ ちょう 京丹波町)

(滋賀県高島市)

住民数: 160.783人

人口:平成29年4月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布



▶ PAZ内人口は1,003人、UPZ内人口は160,783人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で 161,786人。

関係市町名		PAZ		UPZ			合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5~30km圏内)				
福井県	おおい町	736人	275世帯	7,552	人	2,895世帯	8,288 人	3,170世帯
	小浜市	267人	82世帯	29,655	人	11,837世帯	29,922 人	11,919世帯
	高浜町			10,570	人	4,227世帯	10,570 人	4,227世帯
	*** * * * * * * * * * * * * * * * * *			15,793	人	4,984世帯	15,793 人	4,984世帯
	* はま ちょう 美浜町			9,774	人	3,695世帯	9,774 人	3,695世帯
小計		1,003人	357世帯	73,344	人	27,638世帯	74,347 人	27,995世帯
京都府	京都市			298	人	146世帯	298 人	146世帯
	舞鶴市			81,177	人	38,480世帯	81,177 人	38,480世帯
	綾部市			1,642	人	877世帯	1,642 人	877世帯
	なん たん し 南丹市			3,499	人	1,540世帯	3,499 人	1,540世帯
	きょう たんぱ ちょう 京丹波町			286	人	122世帯	286 人	122世帯
小計		_	_	86,902	人	41,165世帯	86,902	41,165世帯
滋賀県	高島市			537	人	290世帯	537 人	290世帯
小計		_	_	537	人	290世帯	537 人	290世帯
合 計		1,003人	357世帯	160,783	人	69,093世帯	161,786人	69,450世帯

昼間流入出人口(就労者等)の状況



- 平成22年度国勢調査によれば、おおい町及び小浜市全体での他市町村からの昼間流入人口は、 6,094人/日。
- ▶ また、平成26年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に138事業所、1,994人がPAZ内にて就労。
- ▶ 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
おおい町	2, 129	1, 698	431
小浜市	3, 965	3, Ø92	873
合 計	6, 094	4, 790	1, 304

<PAZ内の就労者数>

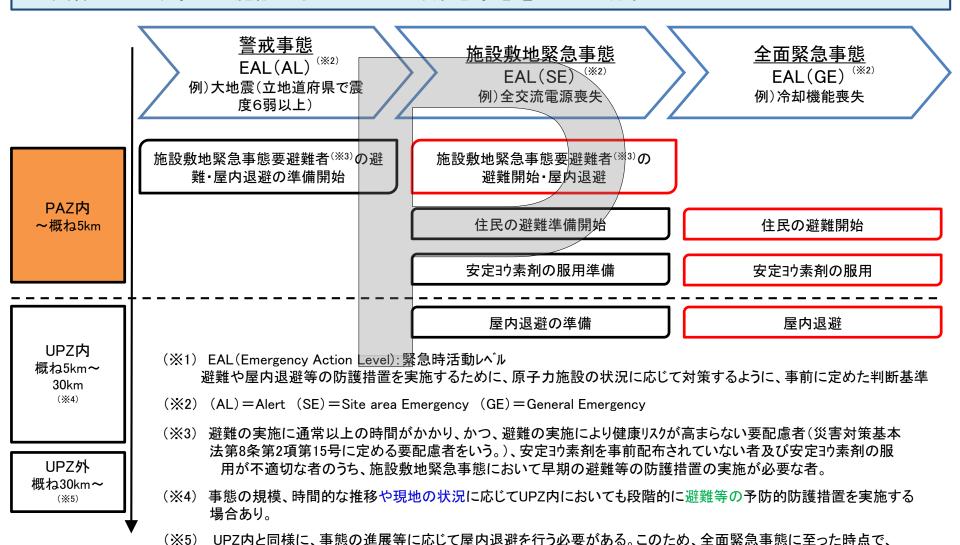
市町名	PAZ内文	勃地区	事業所数	従業員数(人)
おおい町 _{※1}	大島地区		129	1, 960
	³⁵	^{かつ み} 堅海区	4	21
小浜市 _{※2} 		治区	5	13
	小 計		9	34
合	計		138	1, 994



原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動M*/»: EAL (※1)) **グ**内閣府



- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じる こととしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。